

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの皆様へ 4月からも医療機関での

窓口負担1割が継続されます

平成18年度の医療制度改正により、平成20年4月から医療機関での負担割合が、法律上は1割から2割に変更となりましたが、政府の負担割合凍結措置により、平成24年3月31日まで、患者の窓口負担は1割負担のまま据え置かれています。

この措置が平成25年3月31日まで再延長されたため、現在医療費が1割負担の方については高齢受給者証の差し替えが必要となりました。対象の方には**新しい受給者証を3月下旬に送付**しますので、医療機関に受診する際にはお使いください。

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
記号	番号
世帯主氏名	性別
対象被保険者氏名	性別
交付年月日	年 月 日
一部負担金の割合	2割 (平成24年3月31日まで1割)
発付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

こちらの表示が変わります。なお、7月下旬に前年の収入により負担割合を決定後、8月から有効の受給者証を再送付します。

〔現在お持ちの受給者証〕

一部負担金の割合	2割 (平成24年3月31日まで1割)
----------	---------------------

↓ 下記のように変わります

〔新しい受給者証〕

一部負担金の割合	2割 (平成24年7月31日まで1割)
----------	---------------------

高額な外来診療を受ける皆様へ

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定書等と被保険者証を提示すれば1か月の医療費等の窓口での支払が一定金額にとどめられます。

● 事前に医療保険者からの限度額認定証の交付が必要な対象者

- ・ 70歳未満の方
 - ・ 70歳以上の非課税世帯の方
- お勤め先の健康保険にご加入の方は、会社等にご相談ください。

● 問い合わせ先

国民健康保険に加入の方
市民課 ☎(40)55556
後期高齢者医療の方
社会福祉課 ☎(52)1112

ジェネリック医薬品の利用と普及にご協力をお願いします

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先に開発された薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品で、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めたものです。

○ 先発医薬品と有効成分が同じなので、同等の効果が得られます。

○ 製品によっては、大きさ、味、においの改善等、先発医薬品より工夫されたものもあります。

○ 開発コストが少ない分、先発医薬品より約3割〜7割安価です。

留意していただきたいこと

- すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 医薬品の価格が下がっても、自己負担額が先発医薬品使用時と変わらない場合もあります。
- ジェネリック医薬品を取り扱っていない場合や、取り寄せになることもあります。
- 医師が使用を認めない場合は、切り替えることができません。

ジェネリック医薬品を利用するには

- 薬局で処方薬をもらう場合
処方せんにあるジェネリック医薬品への「変更不可」欄に、医師の署名がなければ、切り替えることができません。
- 病院内で薬をもらう場合
診察券などと一緒に希望カードを出すか、お医者さんに相談してみましよう。

ジェネリック医薬品希望カードは市民課窓口にもありますので、ご利用ください。

● 問い合わせ先

市民課 国保年金グループ
☎(40)55556